

臨時休業について

気象警報発表時の対応について、次の場合は臨時休業とする。

- 1 午前7時現在、西宮市に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」の警報または特別警報のいずれかが発表中の場合。なお、西宮市に発表されていないが、生徒の居住地に上記の警報または特別警報が発表中の場合は、当該生徒は自宅待機とし、公欠扱いとする。
例えば、通常7時までに家を出ないと始業時間に間に合わない場合でも、警報発表中に家を出ることはせず、その後7時までに解除された場合は、それから通学するようにすること。遅れた分の授業は公欠の扱いとする。
- 2 その他、急迫の事情があり、校長が必要と認めた場合。
- 3 考査期間中は生徒の居住地のいずれかに午前7時現在、上記の警報または特別警報のいずれかが発表中の場合。

※令和6年度生徒居住地は、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、神戸市
(生徒居住地は年度により変更される)

<注意>

考査期間中に臨時休業になった場合、該当科目の考査は、考査最終日の翌日に順次繰り越す。

臨時休業規定について

令和6年4月1日

兵庫県立西宮甲山高等学校

下表の「警報」は、暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪の警報または特別警報

平常日	警報	区分	発表	判断	
	7時現在	西宮	あり	あり	休校
		居住地	あり		
		西宮	あり	なし	休校
		居住地	なし		
		西宮	なし	なし	通常登校
		居住地	あり	あり	1日公欠
	7時までに解除		全員	警報解除後、登校遅れた分の授業は公欠	

考查日	警報	地域	発表	判断
	7時現在	生徒居住地のいずれか	あり	休校

※考查日の休校により考查未実施の科目は、考查最終日の翌日に繰り越す

令和6年度生徒居住地：西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、神戸市